

水際対策強化に係る新たな措置（２４）  
（オミクロン株に対する水際措置の強化の継続）

令和４年１月１１日

「水際対策強化に係る新たな措置（２３）」（令和３年１２月２８日）において、当面の間、継続することとした、「水際対策強化に係る新たな措置（２０）」（令和３年１１月２９日）における、「２．外国人の新規入国停止」及び「３．有効なワクチン接種証明書保持者に対する行動制限緩和措置の見直し」については、本年２月末までの間、継続するものとする。

（以上）